

別表十三（一）の記載の仕方

1 国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額等の損金算入に関する明細書

(1) この明細書は、国庫補助金等の交付を受けた法人が、法第42条から第44条まで《国庫補助金等で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入等》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項《個別益金額又は個別損金額》（法第42条から第44条までの規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

(2) 「特別勘定に経理した金額13」には、法第43条第6項の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第43条第6項の規定により法第81条の3第1項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合には、法第43条第6項に規定する期中特別勘定の金額を記載します。

(3) 特別勘定に経理した国庫補助金等で交付目的に適合する資産の取得又は改良をした後に、その国庫補助金等の全部又は一部の返還を要しないことが確定した場合には、その確定した金額を「交付を受けた補助金等の額4」に記載します。

2 工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

この明細書は、工事負担金によって固定資産等を取得した法人が、法第45条《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》若しくは放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号)附則第26条《法人税法の一部改正に伴う経過措置》の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第25条の規定による改正前の法(以下「平成23年旧法」といいます。)第45条《工事負担金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第45条又は平成23年旧法第45条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に1に準じて記載します。

3 非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入に関する明細書

この明細書は、納付金をもって事業用固定資産の取得又は改良をした出資を有しない協同組合等が、法第46条《非出資組合が賦課金で取得した固定資産等の圧縮額の損金算入》の規定の適用を受ける場合又は法第81条の3第1項（法第46条の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合に限ります。）の規定の適用を受ける場合に1に準じて記載します。